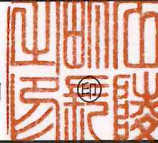


質 疑 応 答 書

業務名	広陵町立広陵北小学校水泳指導業務委託		質 疑 年月日	令和7年 3月 7日	回 答 年月日	令和7年 3月11日	回答者	広陵町長 山 村 吉 由	
番 号	資料名	番号	質 疑		回 答		備 考		
1			「6 企画提案書等の提出 エ 会社概要書(第4号様式)、オ 実績調書(第5号様式)」の添付資料の提出部数ですが、複数校の参加をする場合、エ、オの添付資料が校数分重複しますが、参加する校数分の部数提出が必要でしょうか。		複数校の応募をする場合、エ、オの添付資料が校数分重複する分については省略可とします。				
2			「4. 契約期間 契約締結開始日から令和12年3月31日まで。(5箇年)」と記載されています。契約期間中の各校生徒数の大幅な変動がないものと見込んでおりますが、現時点で大幅な変動要素を予測されているなら、ご教示いただけますでしょうか。		学校統廃合等、現時点で大幅な変動の見込みはありません。				
3			「5. 事業内容(4) 学年単位又はクラス単位での水泳授業指導を基本」と記載されていますが、2学年を合同にして、指導員1人当りの指導生徒数は10~15名程度で指導することは可能でしょうか。		学校と協議の上、学校の下承があれば可能です。				
4			各校の時間割をご教示いただけますでしょうか。 1) 登校時間 2) 学校開始時間 3) 午前・午後授業時間(開始・終了) 4) 昼休み時間(給食・清掃) 開始・終了 5) 学校終了時間 6) 下校時間		R7年度の校時については現時点で確定していないため、R6年度分を参考に添付します。				

5			各校の主な年間行事をご教示いただけますでしょうか。 1) 夏休み・冬休み(開始・終了) 2) 運動会 3) その他全校規模で行う行事日程	R7年度の年間行事については現時点で確定していないため、R6年度分を参考に添付します。	
6			「過去5年間で公私立小中学校において本業務と同種の受託実績が確認できる契約書、仕様書及び事業が完了したことが確認できる報告書の写しを添付してください。」 の内容について、提出の指示がございますが、該当自治体との守秘義務があり、上記内容や契約金額について、弊社が独断で公表することが出来ません。広陵町様より、該当自治体に資料の提出の許可を頂いていただければ、提出致しますが、どのようにご対応すればよろしいでしょうか。	契約金額の提示や同種の受託実績が確認できる契約書、仕様書及び事業が完了したことが確認できる報告書の写し等が添付できない場合、第5号様式の実績調書の「業務名」「発注者」のみ記載し提出してください。当方から該当自治体へ確認後、資料の提出をいただく場合があります。	
7			「学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖、プール施設の故障等様々な事由によって水泳指導の実施が不可となった場合については、当該校と受託者で代替日を調整し、年間で各学年5回の水泳指導を実施すること。その場合のキャンセル料等は発生しない。」の内容について、いくつか質問があります。 ①「その場合のキャンセル料等は発生しない」とありますが、プール施設の故障等様々な事由は、受託者の事由で、学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖は、委託者の事由であります。この場合もキャンセル料は発生しないのでしょうか。また、キャンセルが当日であっても発生しないのでしょうか。 ②事前に全ての授業の受託料は、契約時に決定していると思いますが、実施が不可になった回数については、受託料から全額引かれるということでしょうか。 ③「当該校と受託者で代替日を調整することができず、規定	①について、プール施設の故障等の場合、学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖、当日のキャンセルの場合についても原則キャンセル料が発生しないものとします。予定していた水泳指導が実施できない場合は原則別日で調整し実施してください。 ②について、プール施設の故障等で実施が不可になった回数については、受託者と協議の上、契約金額の変更対象といたします。ただし、学校閉鎖等発注者の事由により代替日が調整できない場合については、受託料の減額の対象としません。 ③について、「当該校と受託者で代替日を調整することができ	

			回数の授業が出来ない場合については、発注者と受託者で協議の上、契約変更できるものとする。」とありますが、どのような内容について変更を考えられていますでしょうか。日程でしょうか、金額でしょうか、それ以外でしょうか。	ず、規定回数の授業が出来ない場合については、発注者と受託者で協議の上、契約変更できるものとする。」の内容については、契約金額を含む、協議結果に沿った内容の変更となります。	
8			「別紙2 審査項目及び審査基準」 「(2)業務内容—⑥業務の取り組み計画」につきまして、どのような提案を要求されていますでしょうか。	当該事業における準備、教職員との関わりや教職員への支援等を含む業務全般に関する計画です。	
9			①「受託者は、1 回毎の水泳指導実施後に指導に当たった教員・補助員、指導内容、生徒の健康の状況等を記録すること。」とありますが、ひな形はありますか。 ②「受託者は、契約締結後、速やかに当該校と受託者で打ち合せの上、スケジュール等を記載した実施計画書等を提出すること。」とありますが、ひな形はありますか。 ③「受託者は、業務終了後、速やかに事業完了報告書を作成し、提出すること。」とありますが、ひな形はありますか。	①ひな型はありません。任意様式とします。 ②①の回答と同じ。 ③①の回答と同じ。	
10			「特別支援学級の水泳授業指導は、普通学級の実施日にあわせて行うこと。」とありますが、実施日に普通学級とは別に場所を設け特別支援学級者だけで実施するのか、普通学級と特別支援学級と分けて 1 つの学年として実施するのとどちらになりますか。	実施方法については学校と協議の上決定とします。	
11			「本業務を実施するにあたり仕様書に定める業務以外で効果的効率的な提案がある場合は提案してください。加点対象とします。」とありますが、独自提案はどのような内容になりますでしょうか。又提案した内容は必ず実施する必要がありますでしょうか。	「別紙2 審査項目及び審査基準」に記載の「(2) 業務内容」及び「(3) 危機管理」にある項目以外で独自の提案があれば提案してください。また提案した内容についてはやむを得ない場合を除いて必ず実施してください。	

1 2		「受託者が提供する屋内水泳施設（移動時間は片道で 25 分程度とする。ただし、バス等の乗降時間を含む。）」とありますが、履行期間中の履行場所（弊社の他事業所）は変更可能でしょうか。令和 7 年度は 1 事業所で 1 校の実施が限度ですが、令和 8 年度以降に 1 事業者で 2 校または 3 校の実施を検討中。 例 令和 7 年度、広陵東小学校を A 事業所で実施、令和 8 年度以降 B 事業所で 4 年間実施。 令和 7 年度、令和 8 年度、広陵北小学校を C 事業所で実施、令和 9 年度以降 B 事業所で 3 年間実施。	受託者が提供する屋内水泳施設（移動時間は片道で 25 分程度とする。ただし、バス等の乗降時間を含む。）であれば、履行期間中の履行場所の変更は可とします。ただし広陵東小学校、広陵西小学校、広陵北小学校については今回のプロポーザルで業者決定となり、契約日から 5 箇年の契約となります。令和 8 年度以降にこれらの小学校以外での募集を実施するかは未定です。	
1 3		「年間当たり、学年単位又はクラス単位での水泳授業指導を基本各学年 5 回×6 学年とし、指導員 1 人当たりの指導生徒数は 10～15 名程度とする。」とありますが、1 学年当たりの人数が少ない場合 2 学年合同での実施は可能でしょうか。 例 1 年生～4 年生は各学年で実施、5 年生、6 年生合同 1 年生、2 年生合同で実施、3 年生、4 年生合同で実施、5 年生、6 年生合同で実施。	番号 3 の回答と同じ。	
1 4		「水泳指導を実施することにより得られた生徒の泳力向上の成果について報告書を作成し提出すること。」とありますが、ひな形はありますでしょうか。	ひな型はありません。任意様式とします。	
1 5		「提案限度額価格 2,293,500 円（消費税額及び地方消費税額含む。）」とありますが、契約履行期間（五箇年）は提案限度額価格のままになりますか、それとも年度毎に価格の見直しを行うのかどちらになりますでしょうか。	年度ごとに児童数の増減等に応じた価格の見直しを行います。	
1 6		「実施期間:契約日から令和 12 年 3 月 31 日まで（実施日は学校稼業日に限る。）」とありますが、1 学期からの実施が難しく、9 月から 2 月までの期間で水泳授業を実施したいと考えていますが可能でしょうか。	可能です。実施期間については学校と協議の上、決定とします。	
		以下余白		